

○人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(記載事項)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 人事院規則八―一二(職員の任免)第五十三条各号(第四号を除く。)若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一八(職員の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一〇(職員の降給)第七条に掲げる場合、人事院規則一八―〇(職員の国際機関等への派遣)第六条に規定する場合、人事院規則一九―〇(職員の育児休業等)第十二条各号若しくは第二十四条各号に掲げる場合、人事院規則二五―〇(職員の自己啓発等休業)第十一条各号に掲げる場合又は人事院規則二六―〇(職員の配偶者同行休業)第十二条各号に掲げる場合に該当する異動の内容(人事院規則八―一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条第一号に掲げる場合に係るもので任命権者が記載すること</p>	<p>(記載事項)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 人事院規則八―一二(職員の任免)第五十三条各号(第四号を除く。)若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一八(職員の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一〇(職員の降給)第七条に掲げる場合、人事院規則一八―〇(職員の国際機関等への派遣)第六条に規定する場合、人事院規則一九―〇(職員の育児休業等)第十二条各号若しくは第二十四条各号に掲げる場合又は人事院規則二五―〇(職員の自己啓発等休業)第十一条各号に掲げる場合に該当する異動の内容(人事院規則八―一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条第一号に掲げる場合に係るもので任命権者が記載することを要しないと認めるものを除く。)</p>

とを要しないと認めるものを除く。

二〇五 (略)

二〇五 (略)